

教育と宗教をめぐる問題に対する視角

— イデオロギー支配としての
〔天皇制—神道—教育〕構造への接近のために —

林 公 一

「他人との緊張をはなれて私は自分を意識することはできません。人間は一定の歴史的文化的なかでのみ、自己を意識します。私は自分の背後に無数の過去の人間たちとの関係を背負い、現代の無数の人間たちとの緊張のなかで、さまざまなことを感じ、欲し、生きているわけです。私たちが自分の人生をどのように生きるかということは、過去と現代との無数の他の人間たちとのかわりのなかで未来をどのように切り拓き、どのような人間の結合を実現するかということです。したがって、自分がいかに生きるかを自分で選ぶためには、現在の状況を明らかにすることが必要になります。」「私が過去を背負って歴史的文化的なかでのみ自己を意識するのであるならば、私たちは宗教の問題を深くみつめなければなりません。ひとつの民族の伝統、文化の歴史的伝統というものはやはり世界史をはなれてあるわけではありませんし、民族の文化的伝統を形成するうえでもっと大きな役割をはたしてきたものが世界的宗教であったことは確かです。人間が現実の諸関係のなかで生きぬいていくディメンジョンを支えたものがまさに宗教であったからです。今日、私たちは世俗化のなかで生きているし、宗教が衰退しているとしても、私たちの実際の生き方、エートスはやはり過去の歴史的伝統を背負い、それに規定されています。」

竹内良知『マルクスの哲学と宗教』

1. 教育と宗教をめぐる問題意識 —宗教としての神道と学校教育を契機として—

今日における教育行政上の問題として、旧憲法的イデオロギーに基づくとみられる、復古的諸価値がとりあげられる。たとえば、1953年から発足した中教審、そして1984～87年の臨教審のなかで、日の丸・君が代を国家シンボルとして強調する答申がなされてきた。そしてこのことは現在、学校現場においてさまざまな対立をはらんだ問題として、関心を集めるところとなっている。

このような問題の背景には、国家の存続を目的とした教育行政の展開が存在し、戦前・戦後の国家においてそれぞれの形態のもとに保持されてきた天皇制のもつ、特殊な構造がよこたわっている。そして二つの時代を通じて、天皇制による支配には、天皇が神道における最高の司祭と規定されたことに起因する宗教的要素が、不可分のものとして含まれてきた⁽¹⁾。戦前期において時期的に濃淡があるものの、宗教としての神道に基づく皇国史観が教育内容のなかで重視されてきた。現在の学校教育のなかにも、さまざまな宗教的要素が含まれているといえる。端的に例をとれば、教科内容における神話教材の復活があげられる。また、象徴天皇制を教えるということそれ自体も、象徴天皇制が神道と切り離すことができない以上、宗教的要素が含まれているといわねばならない。あるいは、儒教的な側面をもそこに含めていうならば⁽²⁾、

戦前におけるいわゆる〈旧憲法－教育勅語〉体制⁽³⁾に起因するとみられる、式典などの学校行事での秩序性の重要視や、また道徳教育、生活指導などにおいての同様の傾向－校則など規範の強調にみられるような－が指摘できる。

教育における以上のような側面は、戦後の歴史のなかで保守政党を中心として支えられてきた。それらの勢力は、〈旧憲法－教育勅語〉体制のなかに現行体制維持のための支配に有効な部分をみだし、これを「中立的」なものとして登場させようとしてきた。またその支配を構成している要素として、自己の教育の原風景と結びついた「一般的に善なるもの」「受け入れるべきもの」として教育をとらえようとする、民衆のなかに存在するイデオロギーが見出される。このイデオロギーは、教育という営みがつ権力性を隠蔽するために重要な役割を果たしていると考えられる。そして宗教団体としては、神社本庁を中心とした神道系諸教団がこれらの要素に宗教的イデオロギーの方向からはたらきかけてきた。以上のようなイデオロギーのダイナミズムがどのようにつくられてきたかが問われるのである。

ここで留意しておかねばならないのは、上記のような流れをいわゆる〈逆コース〉としてのみとらえることで片づけてはならないということである。われわれは、戦後教育改革における教育の民主化を理念とし、これをもって今日にいたるまでの教育行政の展開を「反動的」とする視点をとらない。戦前・戦後における学校教育の連続面に着目し、さらにひろく教育をめぐる、国家が民衆を取り込みヘゲモニーを確立していく構造が明らかにされることこそ重要なのである。この論稿は、教育を国家支配の一現実としてとらえ、その支配を構成する要素としての民衆の受容・反発・妥協・逃避など、さまざまな対応の背後に存在するイデオロギーを、

主として宗教的な側面から分析するための視点をさぐる作業である。

2. 教育支配と宗教イデオロギー

－〈天皇制－神道〉イデオロギーをめぐる－

(1) 〈天皇制－神道〉イデオロギーの形成

ここでは〔天皇制－神道－教育〕というテーマを契機とし、さらに広く教育と宗教への考察の上で重要と思われることがらについて検討してみたい。

ヨーロッパにおいては、近代公教育における学校は教会から分離された歴史をもっている。そこでは教育における自由の問題として、公立学校での宗教教育の可否が議論されてきた。いわゆる教育の中立性の問題も、宗教をめぐる扱いを抜きにしては語れない。日本の場合は明治期に、すでに世俗化された形での学校制度を導入し、旧憲法の範囲内の政教分離原則を適用した。

ところが国家が民衆統合のためにとったのは、神道を国教化するという政策であった。学校教育は、天皇を現世における神とあがめる国家神道のイデオロギーを、民衆の間に一般化する上できわめて大きな役割をはたしたといわねばならない。政府内部にも批判的な意見がみられたこの政策は、当然矛盾をかかえていた。政教分離と信仰の自由の問題である。そこで神道は「祭祀のみの宗教」⁽⁴⁾とされ、旧憲法の法文上規定されていた信教の自由の原則⁽⁵⁾への抵触を形式的に避けるために、すべての宗教を超えた存在として位置づけられた。国家神道は、仏教、キリスト教、そして教派神道なども次元の異なる存在として扱われていくことになったのである。

〈天皇制－国家神道〉支配の構造は、戦前期（特に戦時期）における思想統制の根拠として

位置づけられる。宗教的側面をもつ「国体」イデオロギーは、さまざまな弾圧法の頂点として1925年に登場した治安維持法によって強調された。この法律は、1928年の改正において罰則規定として死刑・無期懲役が含まれることになった。この手続きは議会における合意が得られなかったため、緊急勅令として行われた。また1941年には「危険人物」に対する予防拘禁制が導入されている⁽⁶⁾。治安維持法は皇室に対するタブーを暴力的に形成する上で、極めて大きな役割を果たした。

戦前期の学校教育においては、式典における勅語奉読に代表されるように、機会あるごとに天皇制に対する恭順が強いられた。また教科内容としても、国史・修身・国語科などにみられるように、皇国史観が重要視された。そして戦後教育改革を経た後は、「象徴としての天皇の地位を教える」といった形がとられた。GHQ及び日本側支配層は、天皇制が民衆統合の上で極めて有効な操作装置であることを熟知していたといえよう。さらに政府・保守勢力による度重なる天皇制美化キャンペーン、またそれを増幅する多くのマスコミの存在などが、民衆の多数派によって天皇制が受容されている現実をつくりだす一要因となっている。そこにおいて、はたらきかけられる対象となるのが、過去の学校教育を中心として形成された天皇制に恭順する心性である。戦前期における教育をめぐる問題のすべてを、天皇制に還元し、〈旧憲法—教育勅語〉体制への批判という形で処理することはできない。問題の所在は、この時期に学校教育を通して天皇制を支えるイデオロギーがどう形成され、そして戦後においてどのように転生し象徴天皇制のもとで保持されてきたかを明らかにしていくという点にあり、そこに重要な問題が含まれていると考える。以下にこの点についてふれていくことにしたい。

(2) 神社本庁の教育運動とそのイデオロギー
戦前の政教一致政策の上で、政治的国家の権力構造を構成する要素であった国家神道勢力は、戦後改革における政教分離によって、市民社会のなかに放たれることになった。そこで民間の宗教団体として発足したのが神社本庁であった。神社本庁は天皇制擁護の立場を前面に出しつつ、独自の運動を展開していくことになる。そして、国家と神道が「分離しつつきりむすぶ」新しい関係がかたちづくられてきた。

その関係のなかで、神社本庁は他の団体とも連携しながら運動を展開してきた。紀元節＝「建国記念の日」あるいは元号法制定などの立法運動とその実現、皇室関連記念行事や神宮式年遷宮・靖国神社などへの公金支出を要求する運動、および靖国神社への閣僚の公式参拝を求める運動と1985年の中曽根内閣時における実現、特に70年代に入ってから本格化した旧憲法への回帰をめざす憲法改正運動などが主要な政治運動としてあげられる。また以上のようなイデオロギーに基づく教育運動が行われた結果、神話教材の復活・道徳教育の「修身」的再編・「日の丸」「君が代」の国家シンボルとしての強調⁽⁷⁾などの教育要求が実現されてきた。そして現在も教育勅語の復活をめざした運動が継続されている。

これらの運動の背景として存在する国家神道に基づく家族国家観は、国家からみて支配のための利用価値が大きいといえる。神社本庁は、国家との一体化願望をもつ宗教団体としての圧力団体である。そこには、失地回復的な意味合いがみられる。そしてそれゆえに、政教分離を前提とした戦後国家体制に対して反体制的であるといえる。なぜならば、天皇制についての解釈は、旧憲法の下におけるそれと同じといってよいからである。すなわち、神道を「宗教では

ない宗教」⁽⁸⁾ — 一般の宗教を超越した存在として位置づける立場がとられているのである。しかし神社本庁は、現行憲法によって規定される宗教団体として活動を続けてきたのも事実であり、その意味においては、体制内的存在であるといわねばならない⁽⁹⁾。

神社本庁をはじめとする天皇制擁護を主張する勢力は、戦後の歴史を通じて、さまざまな角度から旧憲法体制の復活を提唱してきた。そして教育の分野に対するはたらきかけを重視する点では、それら諸勢力は一致している⁽¹⁰⁾。その際に取り出されるのは、前述の「過去の学校教育を中心として形成された天皇制に恭順する心性」である。これはたとえば日本ナショナリズム論において、「歴史において完全な断絶ということがありえない以上、このかつてのナショナリズムと全く無関係に、今後のそれが発展することは考えられない」⁽¹¹⁾「過去のナショナリズムの精神構造は消滅したり、質的に変化したというより、量的に分子化^{アトマイズ}され、底辺にちりばめられて政治的表面から姿を消した」⁽¹²⁾と指摘されているような問題と共通する視角を含んでおり、それは〈天皇制—神道〉イデオロギー論においても重要だと思われるからである。

3. 教育におけるイデオロギー支配と〈残想〉

(1) 教育学とイデオロギー研究

教育学におけるイデオロギー研究の状況については「教育イデオロギーそれ自体を理論的に反省するという作業が皆無」⁽¹³⁾と指摘されている。このことは、イデオロギーという語が、たとえば教育制度史研究などの分野において「天皇制イデオロギー」といった形で頻繁に用いられ、国家の政策的指向性が重視されること

はあっても、教育イデオロギーそのものが支配をめぐりイデオロギーのダイナミズムのなかで対象化されることが少なかったことを示すものといえよう。

特に公教育をめぐっての宗教イデオロギーと教育イデオロギーとの関わりについては、「公教育が特定宗教から中立である現実は大方の認めるところである」⁽¹⁴⁾とする見地さえ存在する。もしも現行憲法体制における政教分離原則が、きわめて厳格に学校教育に適用されてきたのならば、たとえば神社本庁のような宗教団体が行ってきた教育運動は、始めから無意味だったことになる。しかし現実にはそうではなく、神社本庁は国家神道の復活という目標の下に、さまざまな具体的運動を公教育総体にはたらきかけた結果、一定の“成果”をあげてきているのである。

以上のような意味から、教育をめぐりイデオロギー支配を研究対象として位置づけていくことが重要となる。この点でこの問題は、「教育政策、教育行財政、教育裁判の三領域を包括して構成していく上位的レベルで研究体系化を図っていく」⁽¹⁵⁾という課題意識のもとに提示されてきた公教育論として位置づけ、構成していく必要があると考える。

(2) 〈残想〉について

前項で述べた問題を分析するための媒介項として、ここで〈残想〉という造語を行いたい。仮に定義すれば、「ある一定の時代の支配層が何らかの手段を用いて、自己の支配を正当化するために社会的に常識化することに成功したと考えられるイデオロギーのうち、その後の時代においても、民衆のメンタリティーのなかで一般に体制維持的な効力をもつもの」となる。たとえば恋愛、婚姻、家族、子育て、職業、金銭、政治的志向、その他さまざまな分野において

〈残想〉は存在していると考えられる。

一般に「教育の力は大きい」という言葉が広く言われる。その対象となっているのは、天皇の存在に対するとらえ方、愛国心をめぐるの考え方、教育の場において秩序性や勤勉性を求める態度などについてである。そして多くは、いわゆるジェネレーション・ギャップが指摘される時であり、旧憲法体制下におけるさまざまな価値観が、現在にまでも引き継がれている時に使われている。このことは、ある時代の学校教育を中心として伝達されたイデオロギー、及びそれらを根底にふまえた生活様式・思考様式が時代を越えて根づいていることを示すものであると考えられる。その点において〈残想〉の存在が露出するのである。またそれら〈残想〉には一般に、常識視しなければ疎外されてしまう内容が含まれており、社会における差別・排除・分断の構造を不断にかたちづくる要素ともなりうるのである。

ところで、イデオロギーの概念については、たとえばこれまでのマルクス主義におけるさまざまな論議を含む把握、また社会学あるいは文化人類学などの範疇で用いられる場合など、種々の解釈が存在する。ここでは、イデオロギーを単に虚偽意識としてとらえずに、「イデオロギーは実在する一連の諸関係を表す表象体系 (systems of representations) とみなされる。それは実在するも同然の人間のあいだの別の一連の諸関係を隠す表象体系である。イデオロギーは単なる『階級関係の隠喩』ではなく、それ自身独自の内的構造を持つ実在であり、實際上、イデオロギーの転倒や歪曲を生み出している。しかし、イデオロギーが容易に変化しない理由は、正確に言えば、現実の社会的実践や日常生活にかみあっているからである」⁽¹¹⁶⁾とする観点に立つことにしたい。

なお、〈残想〉に類似した表現としては、

「遺制」⁽¹¹⁷⁾、「名残り」「残滓」「残存」「残留」、あるいは「伝統」としてのイデオロギーなどが考えられる。「遺制」という語は歴史的に残された制度・営為そのものを指している。また「残」の付く語は、ある事物がそのまま残っているか、ある事が終了してもそれを想起させる事物が残存している時に使用される言葉である。「伝統」は「前代までの当事者がして来た事を後継者が自覚と誇りをもって受け継ぐ所のもの」とされるように、変化しないものを歴史的時間のなかで肯定的にとらえる視点である⁽¹¹⁸⁾。以上のような語の制約を超えて、残されてきたイデオロギーを一語で表現し、なおかつあるイデオロギーそれ自体の再生産に伴う変化をも射程に入れるために、あえて〈残想〉という造語を行う意義があると考えられる。

(3) イデオロギー支配と〈残想〉としての 〈天皇制-神道〉イデオロギー

イデオロギーは、人々の内面において形成された意識であるが、それが支配の現実において占めている実働的な役割について重視されなければならない。

日本近代においては、「神代より連綿たる皇室の歴史」というイデオロギーが、主として学校教育のなかで形成されてきた。たとえば江戸時代の民衆のなかにおいては希薄であったこのような認識は、1890年に発布された教育勅語を中心とした〈旧憲法-教育勅語〉体制のなかで急速に定着がはかられていく。学校制度導入期においては学校一揆のような民衆による反発もあったとはいえ、学校教育を基盤としてつくられたこのようなイデオロギーは、さまざまな葛藤を経てしだいに子供の所属する家族・親族の間、および地域社会においても増強されていくことになる。そしてその意味において、家族は天皇制国家を構成するイデオロギー再生産の最

小単位と位置づけられるのである。

今日、今あげたようなイデオロギーが、学校教育の中で全面的かつ直接的に形成されるということは、一部の例外を除いてないといえる⁽¹¹⁾。しかし、そのような方向に向かう教育内容が戦後教育史のなかで「復活」してきたことは、1でとりあげたように事実なのである。そこで着目されねばならないのが、神社本庁など〈天皇制－神道〉イデオロギーを明確に掲げてきた宗教勢力が展開した運動である。なぜならば、それらは一貫して〔天皇制－神道－教育〕構造のなかで、民衆の〈残想〉としての〈天皇制－神道〉イデオロギーの維持を目的としているからであり、民衆のなかでのイデオロギー再生産に大きな影響を与えてきたからである。

ところでこの運動は、大きく分けて二つの側面から行われてきた。一つは、国家権力の発動を前提として民衆にはたらきかけるものである。たとえば神社本庁の指定団体である神道政治連盟を通じた立法運動などである。先にあげた学校教育に対しての要求もこの面から行われてきた。いま一つはそこにおけるイデオロギーの一般化を含めた民衆に対しての直接の教化活動である。特に家族単位へのはたらきかけとして、子供の成長過程に伴った神道行事－出産時における神社参拝、七五三、入学祈願、神前結婚式などを定着化させる運動がみられる。またこれには地域の各神社における教化活動－青年会・子供会など、および全国神社スカウト協議会の関与するボーイスカウト活動⁽¹²⁾などが加えられる。

国家は、以上のような運動の諸要素を吟味し、最終的な支配を実行する存在として位置づけられる。戦後において、新憲法に基づく政教分離原則により、国家と神道は分離された。しかしそれらは分離しつつも、国家によってイデオロ

ギー支配のために有効とみなされる限り、他の圧力団体とは異なった次元において、特異な位置を用意されてきたことを指摘しておかなければならない。

4. 今後の問題展開に向けて

以上において述べてきたのは、教育と宗教をめぐる問題について扱う契機となった〈天皇制－神道〉イデオロギーと学校教育、および方法的な仮説としての〈残想〉の概念とその見通しであった。今後、日本において支配的な宗教としての神道について、明治期以降の国家神道としての時期、および戦後今日に至るまでの時期を中心としながら、素朴な自然崇拝に起源をもつといわれるその古代における様相にまでさかのぼって、神道をめぐるいかなる〈残想〉が形成されてきたかを検証していかなければならない。また、いわゆる日本文化論・日本人論などのなかで指摘される神道的伝統に基づくとされるイデオロギーについて、批判的に検討する必要があると考える。そして教育という営みを広くイデオロギーの伝達ととらえたうえで、そのなかにおける〈残想〉の機能について支配との関連において明らかにしていかなければならない。

そしてなかでも重要なのは明治期以降の天皇制存続の形態、特に天皇制の宗教的側面、またその正当化のためのイデオロギー的支配と学校教育の機能、および民衆のなかにおける天皇制認識の実態と形成された〈残想〉の果たす役割についてであると考えられる。さらに問題を絞って、天皇制を支持する宗教団体、およびそれらと宗教－政治の一体性をめぐって思想的に多くの共通項をもつ存在である右翼団体などの、教育に関するイデオロギーと具体的な運動内容について分析する必要がある。これらは、教育運動体としてきわめて特色のある活動を展開してきたにもかかわらず、従来教育学上の研究分

野として扱われることは少なかったものである。われわれは教育運動を反権力的なものに限定せず、「現存の教育秩序によって生み出された諸問題を解決するために、あるいは新しい教育関係を創出するために、一つの社会権力として、教育に関する特定の目標・理念・要求をかかげて行動する、人々の持続的・集団的な活動を意味するものとする。注意すべきことは、そこでいう人々とは、教職員、教育研究者に限らず、父母・住民・市民なども含まれること、またそこにおける目標や理念についてはその性格が問われないことである」⁽²¹⁾とする見地に立ちながら、上述のような団体の保持するイデオロギーが、国家による教育支配においていかなる位置を占めるのかについてとらえていかねばならない。まずその地点から、「宗教と教育」というテーマを掘り下げることが重要であると考える。

註

- (1) ただ、古代よりすべての時代において、天皇に祭祀王としての性格が備わっていたわけではないことが、次の文献において指摘されている。今谷明『天皇家はなぜ続いたか』新人物往来社、1991年、236-237頁。
- (2) 国家神道のなかにおける儒教的要素の弁別は重要な課題となるが、別の機会にゆずることにしたい。
- (3) 現行の憲法-教育基本法体制に対置させた意味で用いている。このような二分法それ自体を用語を含めて克服していかねばならないと考えるが、多くの先行研究にみられるこの歴史認識を保留しておきたい。たとえば次のもの参照。堀尾輝久『天皇制国家と教育-近代日本教育思想史研究-』青木書店、1987年。

- (4) 村上重良『国家神道』岩波書店、1970年、118頁。
- (5) 「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限リニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」(大日本帝国憲法 第二八条)
- (6) 森山武市郎『思想犯保護観察法解説』松華堂書店、1943年。
- (7) 「君が代」は、1977年度の学習指導要領において国歌と規定され、学校行事等における「君が代」「日の丸」の斉唱・掲揚は1989年度より義務化された。
- (8) 一般に神社非宗教論とよばれ、政教分離原則を乗り越えようとするものである。
- (9) 拙論「神社本庁と教育運動-教育と宗教」岡村達雄編『教育運動の思想と課題』社会評論社、1989年、238-257頁。拙論「戦後教育における神道イデオロギーの展開-神社本庁の設立と教化活動をめぐって」田中欣和・岡村達雄・玉田勝郎・山本冬彦編『教育の解放を求めて』明石書店、1990年、152-170頁。
- (10) 「右翼団体は従来からも教育問題には強い関心を示し、日教組に対しては『偏向教育』として『教育の正常化』を要求、また教科書についても国の検定制度が必要で最終的には『国定化が望ましい』としてきた。」堀幸雄『右翼辞典』三嶺書房、1991年、115頁。
- (11) 丸山真男『現代政治の思想と行動』上巻、未来社、1956年、151頁。
- (12) 同前書、164頁。
- (13) 鷲田小彌太・田畑稔・笹田利光編著『現代日本の教育イデオロギー』青弓社、1983年、17頁。
- (14) 伊藤和衛「公教育の成立とその理論形成」同編著『公教育の理論』教育開発研究所、1988年、28頁。

- (15) 岡村達雄「公教育と国家—公教育論の展開と課題」同前書65頁。
- (16) R. Sharp 『知識・イデオロギー・教育政治』新井・岩橋・植田・細井訳、杉山書店、1984年、133頁。
- (17) 日本文科学会『封建遺制』有斐閣、1951年などで、「遺制論」という視点に基づき、過去から残されてきた制度・思想の抽出が試みられている。
- (18) 各語の意味については、『標準漢和辞典』旺文社、1975年、および『新明解国語辞典』三省堂、1985年などによった。
- (19) たとえば次のような文献において報告されている事例などを参照。篠原裕司『教育を狙う黒い潮流—金鶏学院の系譜』汐文社、1983年。林雅行『天皇を愛する子供たち 日の丸教育の現場で』青木書店、1987年。
- (20) 特に児童・青少年を神社に集めることが重視されている。「占領政策の影響下に教育された青年は、神社についての知識すら与へられてゐない。しかし、学校において和識（ママ）の上で教育されてはゐないが、家庭教育や、社会の感化力によって、現代青年も無意識のうちに神社に参拝することによって日本国民としての連帯感・一体感を感じてゐる。正月の初詣に、或は神社の例祭に多数の青年男女が集ふ姿は、そのことを有弁（ママ）に物語っている」「天皇の問題が大変重要であることについては異義はない。しかし、それを前面におし出したのでは氏青（各神社における氏子青年会の略称・筆者註）に入らうとしてゐる意識をシャットアウトしてしまふ。新しいリーダーを発掘、養成していくためには、まづその問題はうしろにおいて、一般社会教養的なものを出していく方がよりよい方法だ（中略）神社に集まってきた子供や青年は、
- とにかく残していくことが大切である。神社に集めて話すことが教化になる（中略）天皇制ズバリではなく、国旗とか、神宮とかの話から天皇制を話していくといふことになるだらう」（小野迪夫編『神社本廳三十年史』神社本庁、1976年、57、226頁。
- (21) 広瀬隆雄「変容する教育運動を探る—〈新しい教育運動〉の現状とその特質」前掲書『教育運動の思想と課題』、182頁。

上記以外の参考文献

- 相沢久『現代国家における宗教と政治』勁草書房、1966年。
『思想・信仰と現代』法学セミナー増刊、日本評論社、1977年。
山折哲雄『天皇の宗教的権威とは何か』三一書房、1978年。
小池健治・西川重則・村上重良『宗教弾圧を語る』岩波書店、1978年。
竹前栄治『GHQ』岩波書店、1983年。
大江志乃夫『靖国神社』岩波書店、1984年。
丸山照雄編『天皇制と日本宗教』垂紀書房、1985年。
村上重良『宗教の昭和史』三嶺書房、1985年。
久木幸男『日本の宗教』サイマル出版会、1986年。
柴田敏夫編『政治と宗教のあいだ 比較政治論の視点から』有斐閣、1986年。
井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』第一書房、1987年。
阿部美哉『政教分離 日本とアメリカにみる宗教の政治性』サイマル出版会、1989年。
大原康男・百地章・阪本是丸『国家と宗教の間—政教分離の思想と現実』日本教文社、1989年。
連続講座「国家と儀礼」運営委員会編『国家と

- 儀礼－国家統合の回路を撃つ』新地平社、1989年。
- 佐木秋夫『天皇をめぐる神々のざわめき－大嘗祭・靖国・式年遷宮－』あずみの書房、1990年。
- 桜井勝之進・西川順士・藺田稔『日本神道論』学生社、1990年。
- 田丸徳善編『シンポジウム 現代天皇と神道』徳間書店、1990年。
- 戸村政博・野毛一起・土方美雄『検証 国家儀礼 1945～1990』作品社、1990年。
- 渡辺治『戦後政治史の中の天皇制』青木書店、1990年。
- 『宗教判例百選』（第二版）別冊ジュリスト、有斐閣、1991年。